

平成 年 月 日

保護者様

秋田県立平成高等学校長

感染症による出席停止について

次に掲げる感染症にかかった場合は、定められた期間、出席停止となります。主治医による診断内容を踏まえ、出席停止を解除することとなりますので、その内容について、別紙用紙にご記入の上、再登校時、保健室の養護教諭に提出してくださるようお願いします。

(参考)出席停止の対象となる感染症の種類、出席停止の基準

学校保健安全法施行規則第18条第19条…感染症の種類及び出席停止の期間の基準

| | 感染症の種類 第18条 | 出席停止の期間の基準 第19条 |
|-----|--|---|
| 第一種 | ●エボラ出血熱●クリミア・コンゴ出血熱●痘そう●南米出血熱●ペスト●マールブルグ病●ラッサ熱●急性灰白髄炎(ポリオ)●ジフテリア●重症急性呼吸器症候群●特定鳥インフルエンザ●中東呼吸器症候群 | 治癒するまで |
| 第二種 | ●インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) ●百日咳 ●麻しん ●流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ●風しん ●水痘(水ぼうそう) ●咽頭結膜熱 ●結核 ●髄膜炎菌性髄膜炎 | ▲発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ▲特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで ▲解熱した後3日を経過するまで ▲耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ▲発しんが消失するまで ▲すべての発疹がかさぶたになるまで ▲発熱・咽頭炎・結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 第三種 | ●コレラ●細菌性赤痢●腸管出血性大腸菌感染症 ●腸チフス・パラチフス●流行性角結膜炎●急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 | 病状により学校医その他の医師により感染のおそれがないと認められるまで |

※その他の感染症とは…

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる感染症のことです。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮し、判断します。

| 校長 | 教頭 | 教務主任 | 保健主事 | 学年主任 | 担任 | 養護教諭 |
|----|----|------|------|------|----|------|
| | | | | | | |

感染症診断報告書

(あて先) 秋田県立平成高等学校長

年 組 番氏名

| | |
|------------|---------------|
| 病 名 | |
| 診 断 日 | 平成 年 月 日 |
| 療養を指示された期間 | 月 日 から 月 日 まで |
| その他指示された内容 | |
| 受診した医療機関 | (医師名) |

平成 年 月 日

保護者氏名

印

検査結果・診療明細書または薬の説明書等、生徒本人が受診したということ
がわかるものを添付してください。

健康チェックカード

年 組 番 氏名 _____

| | | | | |
|------|--|--|--|--|
| 月日 | | | | |
| 曜日 | | | | |
| 朝の体温 | | | | |
| 昼の体温 | | | | |
| 夜の体温 | | | | |
| 体の調子 | | | | |
| 月日 | | | | |
| 曜日 | | | | |
| 朝の体温 | | | | |
| 昼の体温 | | | | |
| 夜の体温 | | | | |
| 体の調子 | | | | |

- 再登校する日の朝、「感染症診断報告書」と「健康チェックカード」を持って保健室に来てください。
- 熱がさがっても、ウイルスを排出する場合がありますから、「解熱後も1週間はマスクを着用」してください。

平成30年10月～平成31年1月までに、インフルエンザ予防接種を受けましたか？

受けない

受けた (いつ : どこで :)